

# 国立情報学研究所共用リポジトリサービス利用細則

〔平成23年11月1日  
制 定〕  
改正 平成26年5月22日  
平成29年3月16日  
平成31年4月25日  
令和元年7月26日  
令和2年12月17日

## (目的)

第1条 この細則は、国立情報学研究所（以下「研究所」という。）共用リポジトリサービス（以下「JAIRO Cloud サービス」という。）利用規程（以下「規程」という。）第13条の規定に基づき、その運用を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この細則における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「JAIRO Cloud 環境」とは、JAIRO Cloud サービスで使用する機関リポジトリ環境であり、JAIRO Cloud サービスの利用単位とする。
- 二 「構成員数」とは、当該の利用機関に所属する「常勤の教員及び研究者」の人数とする。ただし、常勤の教員及び研究者を置かない機関にあっては、その人数は0人とする。
- 三 「登録容量」とは、会員が1つのJAIRO Cloud 環境に登録等することができる上限のコンテンツ等の容量とする。
- 四 「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までとする。

## (利用の条件)

第3条 規程第5条に規定する「利用者」は、同規程第2条に規定する「利用」を通じて、次の各号に掲げる活動を行わなければならない。

- 一 学術情報等に係るコンテンツ等の登録を継続して行い、広く一般に公開すること。
- 二 JAIRO Cloud サービスの利用者間で情報交換等を行い、相互協力を図ること。
- 三 研究所が実施する共用リポジトリに関する事業に協力すること。
- 四 学術機関リポジトリデータベース及びジャパンリンクセンターのサービスを利用し、コンテンツ等を広く流通させること。

## (利用の申請等)

第4条 利用の申請・変更・中止の届出は、利用する機関の長が行うものとする。

- 2 前項の届出を行うには、別記様式第1号の利用申請書を所長に提出するものとする。

## (連絡担当者)

第5条 利用者は、連絡担当者を選定し、別記様式第2号の届出書により所長に届け出なければならない。

- 2 連絡担当者は、研究所との連絡の責務を負うものとする。
- 3 研究所は、第1項により利用者から提供された個人情報について、守秘義務管理を徹底し、その情報が第三者に漏えいすることのないよう万全を期すものとする。

## (システム情報)

第6条 所長は、利用者のJAIRO Cloud サービスの利用に先立ち、別記様式第2号の届出書により、利用者のシステム情報について届け出を受けるものとする。

- 2 所長は、前項の届出の内容に変更があった場合に、利用者から別記様式第2号の届出書により届け出を受けるものとする。

## (利用料金)

第7条 JAIRO Cloud サービスの利用料金は、別表第1のとおりとする。

- 2 利用者は、前項のとおり、利用料金を支払うものとし、1つのJAIRO Cloud環境につき100ギガバイトの容量を登録できるものとする（以下「基本JCサービス」という。）。
- 3 利用者は、前項の規定にかかわらず、年度途中で利用開始となる場合には、利用開始月の翌四半期から当該年度末までの四半期ごとに前項の料金の4分の1を乗ずる額の合計額を利用料金とする。1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- 4 2つ以上の「基本JCサービス」を利用する場合、利用者は別表第1を合計した利用料金を支払うものとする。
- 5 年度途中で新たに「基本JCサービス」を追加する場合、利用者は、第1項の利用料金と追加の「基本JCサービス」に係る利用料金の合計金額を、納入するものとする。
- 6 JAIRO Cloud 利用料金の分納は、認めないものとする。ただし、「基本JCサービス」を追加する利用者は、当該年度に納入したJAIRO Cloud 料金との差額を納入するものとする。
- 7 研究所は、利用者に対し支払済みの利用料金を返還しない。  
（特別料金）

第8条 JAIRO Cloud サービスの特別料金は、別表第2のとおりとする。

- 2 JAIRO Cloud 環境において、利用者が100ギガバイトを超える登録容量を希望する場合は、前項で定めるJAIRO Cloud 特別料金を支払うものとし、申請した区分に応じてコンテンツ等を登録できるものとする（以下「特別JCサービス」という。）。
- 3 区分は、利用者の申請に基づき、決定する。利用者は登録容量を増加する場合のみ、年度途中で区分を変更できるものとする。
- 4 2つ以上の「特別JCサービス」を利用する場合、利用者は申請した区分に応じた第1項に定めるJAIRO Cloud 特別料金を合計した特別料金を支払うものとする。
- 5 年度途中で登録容量を増加する場合又は新たに「特別JCサービス」を追加する場合、利用者は、前項の特別料金と追加の「特別JCサービス」に係る特別料金の合計金額を、納入するものとする。
- 6 JAIRO Cloud 特別料金の分納は、認めないものとする。ただし、年度途中で登録容量を増加する場合又は新たに「特別JCサービス」を追加する利用者は、当該年度に納入したJAIRO Cloud 特別料金との差額を納入するものとする。
- 7 研究所は、利用者に対し支払済みの特別料金を返還しない。  
（支払方法）

第9条 研究所は、当該年度の利用料金及び特別料金の合計額に消費税を加えた額を算定し、オープンアクセスリポジトリ推進協会（以下「協会」という。）を通じて、利用者に対して請求書を送付する。

- 2 利用者は、請求書発行日から30日以内に、請求された金額を、協会を通じて研究所に支払うこととする。
- 3 前項に関わらず、研究所は、必要に応じて各利用者の支払方法を協議の上定めることができるものとする。  
（コンテンツ等の取り扱い）

第10条 研究所は、JAIRO Cloud サービス向上又は円滑な運用の実施のため、コンテンツ等の修正等の必要な措置を利用者に要請することができる。

- 2 前項に基づいて要請したにも関わらず、適切な対応が行われない場合は、研究所は該当するコンテンツ等を削除又は変更することができる。  
（利用状況の点検）

第11条 研究所は、必要に応じて、利用者の利用状況を点検し、利用者に報告を求め、これに基づき指導又は助言を行うことができる。

(サービスの終了)

第12条 研究所は、理由のいかんにかかわらず JAIRO Cloud サービスを終了することができる。この場合、研究所は、利用者に対し、JAIRO Cloud サービスの終了を予定する6か月前までに終了の旨を通知するものとする。

附 則

この細則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月25日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年7月26日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年12月17日に改正し、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第6条第1号関係）

表 第6条第1号のJAIRO Cloudサービスの利用料金

区分	構成員数	JAIRO Cloud 利用料金（税抜き・年額）
G 1	0 ～ 100 人	40,000 円
G 2	101 ～ 200 人	80,000 円
G 3	201 ～ 300 人	120,000 円
G 4	301 ～ 400 人	160,000 円
G 5	401 ～ 500 人	200,000 円
G 6	501 ～ 600 人	240,000 円
G 7	601 ～ 700 人	280,000 円
G 8	701 ～ 800 人	320,000 円
G 9	801 ～ 900 人	360,000 円
G 1 0	901 ～ 1,000 人	400,000 円
G 1 1	1,001 ～ 1,100 人	440,000 円
G 1 2	1,101 ～ 1,200 人	480,000 円
G 1 3	1,201 ～ 1,300 人	520,000 円
G 1 4	1,301 ～ 1,400 人	560,000 円
G 1 5	1,401 ～ 1,500 人	600,000 円
G 1 6	1,501 人～	640,000 円

別表第2（第7条第1号関係）

表2 第7条第1号のJAIRO Cloudサービスの特別料金

区分	登録容量	JAIRO Cloud 特別料金 (税抜き・年額)
S1	100GB 超 200GB 以下	20,000 円
S2	200GB 超 400GB 以下	40,000 円
S3	400GB 超 1,000GB(1TB) 以下	100,000 円
S4～	1TB 超 2TB 以下	200,000 円
	登録容量が 1TB を超える場合は、1TB を 1 区分として、 1TB あたりの料金を 100,000 円として算出する。	

- 1) 本表における「区分」とは、当該の利用者が利用する 1 つの JAIRO Cloud 環境当たりの登録容量によるものとする。

別記様式第1号（第3条関係）

令和 年 月 日

共用リポジトリサービス利用申請書

国立情報学研究所長 殿

利用申請機関名  
代表者職名  
代表者氏名

「国立情報学研究所共用リポジトリサービス利用規程」「国立情報学研究所におけるジャパンリンクセンター準会員事務取扱規程」「国立情報学研究所学術機関リポジトリデータベース運用規程」を遵守し、次のとおり利用について申請します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更（理由 _____） <input type="checkbox"/> 中止（理由 _____）		
利用機関	機関番号		
	種別	<input type="checkbox"/> 国立大学 <input type="checkbox"/> 公立大学 <input type="checkbox"/> 私立大学 <input type="checkbox"/> 大学共同利用機関 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	
	名称	(和文)	
		(欧文)	
所在地	郵便番号		
	住所		
特別 JC サービス利用	<input type="checkbox"/> 申請する      JAIRO Cloud 特別料金区分：S（ _____ ） <input type="checkbox"/> 申請しない		
IRDB、CiNii へのデータ提供	<input type="checkbox"/> 申請する <input type="checkbox"/> 申請しない（理由 _____）		
JaLC 準会員登録	<input type="checkbox"/> 申請する <input type="checkbox"/> 申請しない（理由 _____）		
ERDB-JP パートナー登録	<input type="checkbox"/> パートナーA <input type="checkbox"/> パートナーB <input type="checkbox"/> 申請しない（理由 _____）		
備考			

上記の申請について承認いたします。

令和 年 月 日  
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構  
国立情報学研究所長 [所印省略]

別記様式第2号（第4条、第5条関係）

令和 年 月 日

共用リポジトリサービス 担当者・システム情報届出書

国立情報学研究所長 殿

利用申請機関名  
連絡担当者氏名

「国立情報学研究所共用リポジトリサービス利用規程」「国立情報学研究所におけるジャパンリンクセンター準会員事務取扱規程」「国立情報学研究所学術機関リポジトリデータベース運用規程」を遵守し、次のとおり届け出します。

利用機関名			
申請区分		<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更	
連絡担当者	氏名		職名
	E-mail	(団体用)	所属
	電話番号		
情報欄	機関リポジトリ名称	(和文)	
		(欧文)	
	ドメイン名		<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続
アクセス元 IP アドレス			
機関リポジトリ構築状況		<input type="checkbox"/> JAIRO Cloud で新規構築 <input type="checkbox"/> JAIRO Cloud へ移行	
登録コンテンツ数		件	データ容量 GB

※機関リポジトリ構築状況で「JAIRO Cloudへ移行」にチェックを付けた場合、下記を記入すること。

URL			
ソフトウェア名・バージョン		現行システムの 契約期限	
CNRI ハンドル	<input type="checkbox"/> 継続使用する <input type="checkbox"/> 使用しない		

備考	
----	--